

## 第17回

# 読谷村農業委員会会議録

第17回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日	令和7年1月27日（月）				
開催時刻	14時00分 開会 15時00分 閉会				
開催場所	読谷村役場 3階大会議室				
農業委員の出欠状況	出席者7名 欠席者3名				
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	幸喜 敦子	出	6番	棚原 靖	出
2番	知花 竜	出	7番	與久田 一徳	欠
3番	伊波 正景	出	8番	山内 一真	欠
4番	比嘉 健二	出	9番	真栄田 武	出
5番	儀間 景子	欠	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者7名 欠席者1名			
氏名		摘 要	氏名		摘 要
津波 宏		出	新垣 勝二		出
仲村渠 英正		欠	比嘉 豊彦		出
知花 徳栄		出	池原 昌邦		出
比嘉 光雄		出	屋宜 清		出
事務局職員	局長 屋良 朝敬 係長 寺西 正吾				

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第1号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程6	議案第2号 非農地証明について
日程7	議案第3号 農地利用集積計画（案）に係る意見決定について
日程8	議案第4号 農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について

議長

これより第17回読谷村農業委員会総会を始めます。

— 日程1 会長諸般の報告 —

— 日程2 会議録署名委員の指名 —

— 日程3 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

次に日程4の報告第1号 農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第1号 農地転用許可指令の接受について。

議長

特に質疑がなければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

次に日程5の議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書3ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議長

これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員(6番)

6番、棚原です。写真は1ページの真ん中です。申請地の周辺は住宅地として利用され、資材置場を計画していることから、許可基準適合表もクリアしていますので許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した棚原委員からは、許可基準適合表もクリアし問題ないということで、許可相当の御意見であります。ほか委員から御質疑がありましたお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので、進行します。では質疑を終結して、採決を行います。受付番号1番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。次に受付番号2番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員(9番)

9番、真栄田です。受付番号2番は写真の2ページを御覧ください。周辺は家に囲まれており、適合表もクリアしていることから許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した真栄田委員のほうからは、許可相当の御意見です。ほかに御質問があったらお願いします。

委員(2番)

問題はないが、資材置場というのは様々あると思うが、面積は大丈夫なのか。3,000平米とかでも問題なく下限面積はないのか。

事務局

資材置場の転用面積について、農地法上は何平米だろうと問題ないです。ただ、500平米を超えると都市計画課の開発協議が必要となります。今回は660平米程あるが、開発の調整は終わっています。

議長

ほかに御質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

議長

進行します。質疑を終結して採決を行います。受付番号2番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。

次に日程6の議案第2号 非農地証明願いについて議題とします。事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 議案書4ページをお開きください。

議案第2号 非農地証明願いについて。

議長 これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

津波推進委員 推進委員の津波です。写真は3ページのほうですね。申請地は農地としては20年以上利用されてなく、農地利用上も特に支障がないことから、非農地として問題はないと思います。

議長 現地を確認した津波推進委員からは、証明相当の御意見であります。ほかの委員からの御質疑があったらお願いします。

(「異議なし、進行」の声あり)

議長 進行します。質疑を終結して採決を行います。受付番号1番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。

次に受付番号2番について事務局から説明をお願いします。

事務局 航空写真の4ページをお願いします。申請地は黄色の部分になります。囲った部分が楚辺通信所のフェンスがあった部分になります。これは返還時において耕作していないことがわかるため非農地として判断できますので、非農地で問題ないかなと思っています。

議長 事務局から説明がありましたが、何ら問題ないということで証明

相当の御意見であります。ほかに御質疑がありましたらどうぞ。

知花推進委員 宅地から非農地ということですが、台帳地目は宅地。現況は分かりませんが、現況は畑になっているのかな。

事務局 登記簿は宅地になっています。農地台帳地目では畑となっていますので、農地台帳には載っています。

知花推進委員 非農地判断できるということだが、宅地から畑にも代えることも可能か。

事務局 現況が畑になっていれば法務局等では変える形になります。

知花徳栄委員 現場も見てね。

事務局 はい。本当に畑をするということで。

議長 質疑を終結して採決を行います。受付番号2番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号2番は証明相当と決定しました。  
次に受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員(2番) 航空写真の5ページをお願いします。現地確認をしております、写真のとおり原野化しているので非農地証明をお願いします。

議長 現地を確認した知花委員のほうからは証明相当の御意見であります。ほかに御質疑がありましたら、お願いします。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声ですので、進行します。質疑を終結して採決を行い

ます。受付番号3番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は証明相当と決定しました。  
非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載につきましては、事務局に一任することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。  
日程7の議案第3号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について議題とします。事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

議案書5ページをお開きください。  
議案第3号農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。

農地調整員

農地調整員の宮里です。私のほうから説明していきたいと思えます。議案書の8ページをお願いいたします。

議長

ただいま議案第3号の農用地利用集積計画(案)に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。本議案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお願いしたいと思います。

屋宜推進委員

屋宜ですこれも所有権が公社になっているが、利用する人は公社から買うことになるのか。

農地調整員

地主から公社へ売却し、次回総会で公募者から受け手に回すことが必要なので、今回は一旦公社にということになります。

屋宜推進委員

次、これを借りたい人は借りることもできるわけですか。

農地調整員 いや、今回は買う件ですので、売買です。

屋宜推進委員 はい、分かりました。公社がそのまま持つておくということではできないですね。

農地調整員 マッチング自体は完了しており、売買の件は地主も受け手も決まっている、次回で受け手に所有権移転という形になりますね。

屋宜推進委員 はい、分かりました。

議長 質疑を終結して、これより採決を行います。ただいま議題となっております議案第3号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定しました。  
次に日程8の議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局から提案の説明をお願いします。

事務局 議案書9ページをお開きください。  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について。

議長 意見決定について、事務局から提案理由の説明がございました。本議案は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。議案に係る議事参与の制限がありますので、知花委員の退室を求めます。

（2番 知花委員 退席）

議長 では、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員（9番）	番号79と80、これは道路の土地ではないのか。
農地調整員	現況写真の10-1がちょっと分かりやすいかなと思うのですが、10-1で右上の写真ですね。この括弧書きで（2）となっているところですね。ここが道路バイパス、国道58号の予定地になっています。北側です。この間に将来的に道路が来る形となります。赤枠で囲われた所自体は道路予定地ではない。
委員（9番）	北側が道路予定地、申請地に道路は含まれていない。
農地調整員	含まれてはいません、外になります。
屋宜推進委員	同じく番号79、80だが、先月の農地調整会議で待ったをかけていた。というのは、立会人を新垣推進委員が行っており、この土地は契約更新のタイミングで渡具知集落の青年Aさんが借りるということで地域農家では話をしていて、まさか現場立会いできずに賃借権を設定するといわれ、それで話を聞いたら新垣推進委員が立会いしてといたという。一度保留にして、地主と調整したが地主は借主のBさんにも悪いから半分貸すと、そうしたらAさんは半分だったら隣が牧草だと使いにくいので借りないとなり、別で探すことになり、継続的にBさんが使うことになった。
議長	経緯はわかりました、ほかに御質疑はないでしょうか。
新垣推進委員	今の件で補足いいですか。Bさんの現場確認は私が行きました。ちょうど高志保の現場確認もあり、その後に調整員とそのまま渡具知も見る流れだった。今後は地域の推進委員と農業委員で確認をしてちゃんと判断しましょうと、地域の越境は控えましょうと農地調整会議の場でも話をしています。
議長	休憩を入れます。  — 休憩 —
議長	再開いたします。

それでは質疑を終結して採決を行いたいと思います。ただいま議題となっております議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定しました。知花竜委員の事務参与を解きます。入室してください。

（2番 知花 竜委員 復席）

議長

それでは、これにて日程1から日程8まで、全ての審議が終了しました。議決事項における事務整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。

これにて閉会いたします。